

令和 7 年度第 2 回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和7年度第2回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和7年9月3日（水）

15時00分～16時20分

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
 - （1）「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の取組指標の結果報告について
 - （2）児童福祉審議会規則の改正について
 - （3）児童養護部会における審議経過について
- 4 閉会

出席委員（16名） ※ 50音順

新 井 康 之 委員
浦 松 晶 委員
塩 澤 彩 華 委員
菅 原 文 仁 委員
田 口 伸 委員
福 田 由美子 委員
本 田 尚 美 委員
横 溝 英 明 委員

石 丸 靖 子 委員
金 子 利 恵 委員
柴 崎 玲 子 委員
竹 内 由 紀 委員
寺 薊 さおり 委員
保 角 美 代 委員
峯 眞 人 委員
若 山 清 和 委員

欠席委員（2名） ※ 50音順

関 根 信 明 委員

長 根 亜 紀 子 委員

◎ 開会

○ 司会（こども政策課 今井副課長）

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回埼玉県児童福祉審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。私はこども政策課の今井と申します。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、資料は事前に送付しておりますが、もし不足等あれば、チャットやまた手を上げるなどリアクションしていただければ対応いたしますので、御確認いただければと思います。

次に会議の公開について御説明させていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、会議は公開とし、出席委員の3分の2以上の議決があった場合には公開しないことができるとされております。本日の会議は原則に基づき公開となっておりますので御了承ください。

また本日は傍聴者はおりません。

◎ 福祉部長あいさつ

○ 司会

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の岸田から御挨拶申し上げます。

○ 岸田福祉部長

福祉部長の岸田でございます。本日は大変お忙しいなか、埼玉県児童福祉審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題といたしましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間としておりました「埼玉県子育て応援行動計画」の取組結果について、御報告させていただきます。県では、結婚や妊娠・出産、子育てさらには経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたる総合的な取組を進めてまいりました。今年度からは、令和11年度までを計画期間といたします、「埼玉県こども・若者計画」として取組を進めておりますが、皆様には、こども・子育て施策の推進のため大所・高所の視点から御意見をいただければと思います。

また本日は、児童福祉法の改正に伴う児童福祉審議会規則の改正につきましても御説明させていただきますとともに児童養護部会における審議経過につきましても報告をさせていただきます。

なお本日の審議会から、18歳から29歳までを対象としたこども若者枠として御就任いただいた委員の方にも御参加いただいております。

委員の皆様には、児童福祉に関する施策の推進のため、お力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎ 委員紹介

○ 司会

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

委員長の田口伸様。

副委員長の寺蘭さおり様。

○ 司会

委員長、副委員長に続きまして各委員を50音順にお呼びいたします。

新井康之様、浦松晶様、金子利恵様、塩澤彩華様、柴崎玲子様、菅原文仁様、竹内由紀様、福田由美子様、保角美代様、本田尚美様、峯真人様、横溝英明様、若山清和様。

それでは皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なお今回からこども・若者枠の公募委員として就任された塩澤委員に御出席いただいております。

塩澤委員、一言御挨拶をお願いします。

○ 塩澤委員

埼玉県立大学で社会福祉を専攻しています塩澤彩華と申します。よろしくお願いいたします。

○ 司会

ありがとうございます。

◎ 事務局紹介

○ 司会

次に本日出席しております事務局の主な職員を紹介させていただきます。

尾崎こども政策局長でございます。

○ 尾崎こども政策局長

尾崎ですよろしくお願いします。

○ 司会

瀧澤こども政策課長でございます。

○ 瀧澤こども政策課長

瀧澤です。よろしくお願いいたします。

○ 司会

山崎こども支援課長でございます。

○ 山崎こども支援課長

よろしくお願いします。

○ 司会

多久島こども安全課長でございます。

○ 多久島こども安全課長

よろしくお願いします。

◎ 出席状況報告

○ 司会

次にこの審議会の定足数について御説明いたします。本日の審議会は委員18名中15名御出席いただき、過半数を超えておりますので、埼玉県児童福祉審議会規則第6条第2項の規定により、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお本日は関根信明委員、長根亜紀子委員が欠席されております。また石丸靖子委員は若干遅れての出席となります。

今回オンラインの会議ですので、初期設定で委員の皆様のマイクがミュートになっておりますが、発言いただく際にはマイクをオンにしてください。またリアクションボタンで挙手をクリックしていただき、指名されましたらお名前をおっしゃってから発言をお願いします。発言が終わられましたらリアクションボタンで手をおろすをクリックし、再びマイクをミュートにさせていただきようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

ここからは埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、田口委員長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

それでは次第に従いまして進行して参ります。

◎ 議事録署名委員選出

○ 田口委員長

審議事項に入ります前に、埼玉県児童福祉審議会規則第10条第2項に基づき、本日の議事録署名委員を指名いたします。竹内委員、金子委員をお願いいたします。竹内委員、金子委員には後日事務局より議事録の確認・署名を依頼いたします。

◎ 審議事項（1）「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の取組指標の結果報告について

○ 田口委員長

それでは議事に進みたいと思います。審議事項「3（1）埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の取組指標の結果報告について」、事務局より御報告願います。

○ 瀧澤こども政策課長

こども政策課長の瀧澤でございます。それでは私のほうから、埼玉県子育て応援行動計画の取組指標の結果、今回は最終年にあたる令和6年度の取り組みについて、御説明いたします。取組状況につきましては、毎年度審議会に報告し、御意見をいただいているところでございます。

資料1-1を御覧ください。埼玉県子育て応援行動計画では19の指標を設定しております。計画ではすべてのこどもの最善の利益を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、こどもを産み育てることに希望を持てる社会づくりを基本理念とし、その実現のため、施策の柱を7つ定め、各取組を実施して参りました。

資料1-1、右から3列目、R6年度を御覧ください。こちらが各指標の結果となります。調査中となっている項目が一部ございますが、実績が出揃いますのは年明けとなる見込みでございます。最終結果がそろいましたら、委員の皆様に変更してお知らせをさせていただきたいと考えております。

また項目1、「結婚・出産の希望実現」の上から3段目、不妊検査助成件数ですが、不妊治療は令和4年度から保険適用となり、助成制度が終了したため、令和4年度からは、不妊治療助成件数から不妊検査助成件数が指標となっていることをお伝え申し上げます。

すでに結果が出ておりますのは13指標ですが、そのうち目標値を上回ったのは6指標で、不妊検査助成件数、それから上から10段目の放課後児童クラブ受入枠などとなります。

また、目標値を下回ったのは7指標で資料の上から1段目、合計特殊出生率、上から7段目、保育所等受入枠などとなります。

続いて各指標に対する検証結果や令和6年の取組結果などについて、主なものを資料1－2で御説明いたします。

資料1－2、1ページ中段辺りの「SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数」について御覧ください。目標値が63市町村、つまり県内の全市町村に会員になっていただくことを目標としておりましたが、令和6年度の結果は、60市町村でございました。会員市町村数が大幅に増加したものの、すでに市町村独自の結婚支援事業を実施しているなどの理由から、加入するにあたって必要な会費の予算確保が難しい市町村があるため、目標を下回ったという結果になりました。

資料3ページ上段、乳幼児健康診査の未受診率については、令和6年度の実績はまだ出ておりませんが、令和5年の実績は、1歳6か月健診の未受診率が3.4%、3歳児健診の未受診率が5.3%となります。長期療養により集団健診未受診となるなど、令和5年度時点では、最終目標値は達成できていないものの、計画策定当初の平成29年度より未受診率は下がったものです。

5ページを御覧ください。項目3のうち、保育所等受入枠については右側欄、目標値153,132人に対して令和6年度実績が150,861人と目標値を下回っております。これは計画策定時から市町村が想定した保育ニーズなどに変化があり、各市町村が保育所などの整備計画を変更したものです。

資料7ページを御覧ください。項目4の多様な働き方実践企業認定数については、右側欄、目標値4,250社に対して令和6年度実績は4,203社と目標値にわずかに届きませんでした。これは新規の認定企業数は毎年増加しているものの、未更新企業数も増加傾向にあるためとなっております。

資料8ページ上段を御覧ください。項目5のうち、「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」については、目標値60%に対して、令和6年度実績は42.4%でした。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定時から事業利用率が低下した影響が大きく、5類移行後は徐々に利用率は増加したものの、目標値を下回る結果となりました。

資料10ページを御覧ください。項目6のうち、里親等委託率について令和6年度の実績は調査中ですが、目標値32%に対して令和5年度実績は24.4%です。児童の里親委託には実親の同意が必要です。実親の誤解が理由で同意に至らないケースが多く、また、登録里親の受託を希望する児童の年齢等に偏りがあることや、登録後に実子が生まれたり、親の介護が必要となるなど、家庭環境が変化し、里親活動の余裕がなくなるケースがあること等により、里親と児童とのマッチングにおいて適当な里親が見つかりにくいという現状がございます。

資料12ページを御覧ください。項目7のうち、自主防犯活動が実施されている地域の割合については、目標値90%に対し、令和6年度の実績は86.4%でした。新型コロナウイルス流行により団体が活動休止し解散したことにより、団体数が減少したことや、高齢化により活動が思うようにできず、登録を解除する人や団体が増加したこと等により、目標を下回ったものです。

以上が、「埼玉県子育て応援行動計画」における取組指標の結果となります。よろしく願いいたします。

○ 田口委員長

どうもありがとうございました。

ただいま報告ございましたけれども、御質問御意見ございましたら挙手をお願いいたします。

それでは塩澤委員、お願いします。

○ 塩澤委員

塩澤です。先ほど、フレックスタイム制や時間外労働といったことに焦点を置かれていたと思うのですが、ワークライフバランスといっても、家事などの日常的な作業は女性が行っていることが多くあります。男女平等として男女共同参画社会を目指していく中において、家事を男女でやるということも視野に入れて、新たな政策を行うのもよいのではないかと感じました。

○ 田口委員長

ありがとうございます。御意見ということでございましょうか。事務局の方からございますか。

○ 瀧澤こども政策課長

塩澤委員、意見をありがとうございます。

こども政策課では、昨年度「共育て導きの書」という資料を作りまして、家事が女性に限らず、家族みんなで行っていくものだということを周知啓発しているところでございます。後ほど、そちらについて委員の皆様にも御案内したいと思いますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

よろしいでしょうか。

○ 塩澤委員

ありがとうございます。

○ 田口委員長

重要なことだと思います。他の方はいかがでしょうか。

峯委員、お願いいたします。

○ 峯委員

資料1、合計特殊出生率なのですが、大きく下がっておりまして、これからおそらく急激に上がることはないだろうと思っております。ということで、これから色々な事業や調査をしていく、あるいは今後の計画を立てていく上で、こどもたちがこれからどんどん減っていく時代だということを大前提として、物事を考えないといけないと思います。

今回の説明ではございませんでしたが、これから先のことを考える上ではこれはもう避けて通れないことですので、その中で何ができるのか、どのような制度がさらに必要なのかということを考えないといけないと思います。これを大前提として、これから計画を進めていただきたいと思います。

○ 田口委員長

ありがとうございます。出生率につきましては人口構造的にはもう変わらないようなことは予想されますけれども、これに対しまして事務局の方から何かコメント等ございますか。

○ 瀧澤こども政策課長

ありがとうございます。合計特殊出生率については、少しずつ下がっている状況で、私どもも大変危機感を持っている状況です。とはいえ、それを上げるということはとても難しいことではございますが、事業を検討しながら、少しでも維持できるような形で頑張っていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○ 峯委員

少しずつ下がっているとのことですが、少しずつではありませんよね、特にここ2年くらいで、急激に減少しており、私も実感しております。地域によってのばらつきもあります。私はさいたま市ですから比較的こどもたちが多い地域ですが、埼玉県の方の地域ではこどもたちが本当に少ない状況が続いております。

さらに減ることも予想されますので、場合によっては県内全体ではなくて、地域によってばらつきがあることを念頭に、色々な企画が必要かと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○ 田口委員長

ありがとうございます。大変危機感を持った形で対応していく必要があるかなと思いますので、御意見としてちょうだいしますということによろしいでしょうか。それでは菅原委員お待たせしました。よろしくお願いします。

○ 菅原委員

菅原です。指標の部分でいうと、目標達成している項目と達成していない項目がありますが、気になったのが、5番の生活保護世帯の中学校3年生の学習支援事業です。目標を達成していないのはいいのですが、当初の数値よりも、さらに5ポイント程下がっています。この減少結果には、分母が増えたとか、コロナが理由になっているのですが、コロナだけが理由なのかなというのが、ちょっと疑問です。こういう状況であることはわかっています。

また、今後のことを考えたときに、指標が中学校3年生の学習支援事業の利用率だけでいいのかなと思います。対象が生活保護世帯ということも、考え直さなければいけないのではないのでしょうか。もちろん生活保護世帯は厳しい状況でありますけれども、貧困と思われる世帯については、例えば非課税世帯とか、義務教育では就学支援世帯とか、色々あると思います。

あとは、中学校3年生に限定しているところも、どうなのだろうと思います。また、学習支援のサポートはすごく浸透しているところではあるのですが、それだけでいいのか。こどもの貧困の連鎖を断ち切るための指標として、考え直しても良いのではないかという次第です。以上です。

○ 田口委員長

御質問ありがとうございました。こどもの貧困の施策関係の指標として上がっておりますことですが、かなり策定時よりも、数値も下がっているということも含めまして、事務局の方から、答弁をお願いいたします。

○ 社会福祉課佐竹主幹

社会福祉課の佐竹でございます。菅原委員、御質問ありがとうございます。

利用率が令和2年度から減少している理由としましては、新型コロナウイルスの影響によって教室の閉鎖やケースワーカーによる訪問が難しくなり学習支援の利用率が減少したと認識しております。

一方で、この事業は、市部は市の福祉事務所で、町村部が県の福祉事務所で参加を勧奨しております。市部については、県が直接実施していないので利用率を上げるのは大変難しいところです。対象者の多い政令中核市を中心に、職員と事業者が、市の学習支援事業の実施状況をお伺いして、利用率が上がるように助言をさせていただいております。

指標の目標値を達成することは、難しいところですが、粘り強く取り組んでいきます。

指標についてでございますが、なかなか参加者が増えない状況ですが、例えばこの教室に参加することで、もっと勉強がしたくなった、ひきこもりから抜け出すきっかけになった、学習教室の話から親子の会話が増えたなど、具体的な数字にはあらわれておりませんが、学習意欲、自己効力感の向上につながっていると思っております。引き続き利用率の向上に向けて取り組んで参ります。

指標に関しては、御意見を踏まえて、検討して参りたいと考えております。以上です。

○ 菅原委員

ありがとうございます。少しだけいいですか。

中学校3年生も、もちろん良いのですが、高校生もいますし、もう少し幅広に見てもいいのではないかなと思います。学習支援自体は埼玉県発の事業ですし、意義のあることではないかなと思っております。本市でも取り組んでいるところです。

今後の指標部分については、検討していただければと思う次第です。

○ 田口委員長

ありがとうございます。

この指標に関連して、指標自体では中学3年生の学習支援っていうことになっておりますけれども、実際に対象としてはもっと広げてやっているのでしょうか。

○ 社会福祉課佐竹主幹

はい。御質問ありがとうございます。

実際の運用上は、生活困窮者、就学援助世帯も含めて、事業として実施しております。

属性として多いのが、ひとり親世帯のお子さんが4割程度。それからいじめ等によって不登校となっているこどもが2割ほどいるというのが現状です。

こどもにとっては自分のために、時間を割いてくれる大人がいる、安心して信頼できる大人がいるという居場所にもなっていると考えております。

○ 田口委員長

ありがとうございました。では次に浦松委員お願いいたします。

○ 浦松委員

浦松晶です。先ほど、今までのお話の中では、生活保護受給世帯の中学3年生の学習支援の利用率が、目標に至らなかったというところで、あまり数字が良くなかったみたいなのですが、私自身は児童養護施設退所児童の大学等進学率が、策定時は25.7%であったのに対して、令和6年度は調査中と書いてあるのですが、令和5年度は38%で目標値の35%を上まっているというところで、25.7%から38%まで、大学等進学率が伸びているっていうのは、かなり目立っているなと感じました。

埼玉県では、児童養護施設退所児童の大学等進学率に対して、どのような御支援がこの策定時からされてきたのか、どのようなことがこの進学率に貢献しているのかというところを、詳しい方がいらっしゃったら、お伺いしてみたいと思いました。

○ 田口委員長

ありがとうございます。それでは事務局の方いかがでしょうか

○ 多久島こども安全課長

こども安全課長の多久島と申します。御意見ありがとうございます。

児童養護施設の退所児童の大学等進学率なのですが、入所児童が退所を迎えるにあたって、入所中やはり一番は児童養護施設の職員にかなり相談や支援を行っていただいているという状況はまず前提としてございます。

それからこちらの資料にありますとおり、学習経費の補助ですとか、大学に入った後に、どこに住むのか、生活は大丈夫なのか、そういった心配がないように、希望の家という、大学等進学者に低額で住居を提供している事業、こういった支援を行っており、そこに住んでいる間は社会福祉士が相談に乗ると、そういった入ってからの安心感を抱いていただけるように支援をしているという部分と、先ほどの学習補助の他にも、自立支援資金の貸付けのメニューをそろえております。そういった総合的に支援を行ってきたところでございます。

まだ最新の数字は無いですが、今のところ目標は超えてはいるものの、油断せず、こういった支援の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 浦松委員

ありがとうございます。

私自身も生活困窮者自立支援制度の中の学習支援教室にもずっと参加していて、生活保護受給世帯のこどもたちが、大学への進学に対していろいろな課題があるということを中心に現場で感じているところなので、この児童養護施設退所児童についても、すごく共通する部分があるのだろうなと先ほどの話も含めて一緒に感じておりました。

大学等進学率は大学だけではなく、専門学校なども含む数字だと思うのですが、38%という数字は全国平均からするとまだ低い数字なのかなと思うので、今後もこういった支援が拡充していったらいいと、とても思います。ありがとうございます。

○ 田口委員長

ありがとうございました。

○ こども政策課関根主幹

保角委員から質問の方、チャットでいただいておりますので、事務局が代わりまして読み上げさせていただきます。10ページですが、里親委託率は上がらない状況です。その理由として、検証結果ですが、登録後に実子が生まれた、親の介護が必要になるなど、家庭環境が変化しとありますが、どなたが検証されたのですか。私の周りではレアなケースだと思います。という御質問をいただいております。

こちら事務局、こども安全課が所管となりますので、回答させていただきます。

○ 多久島こども安全課長

こども安全課長の多久島です。御質問いただきましてありがとうございます。

こちらにつきまして、検証結果というところではありますが、「等」と入っておりますとおり、里親登録後に実子が生まれたり、親の介護が必要となるといった事例は一定数ある一方で、その他にも色々な事例がございます。

例えば、この他には、家庭環境が変わるですとか、あとは登録後になかなか委託の話がなくてモチベーションが下がってきたり、また実際に児童を預かることができるのだろうかという不安を抱くことなどがあります。埼玉県里親会の方々にもしっかりサポートしていただき、御支援いただいているのですが、そういった里親の要因もございます。

また、実際マッチングに関しては、実親が認めるかどうかという部分もありますし、児童との相性もあり、なかなか難しい現状がございます、様々な要因で、委託率がなかなか上がりにくいというのは、我々も承知しております。検証結果に記載したものは、あくまで例示として挙げさせていただいたわけですので、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○ 田口委員長

以上のような話でしたけれども、今後またありましたらチャットで意見をお知らせください。

今ちょうど里親登録のお話が出ましたけれど、委託の関係で、同じく10ページに里親支援センターが設置されているということですが、今の設置状況とこの里親支援センターがどのような働きとしてどういった効果が上がっているのか、その辺がわかりましたら、課長の方からお答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

○ 多久島こども安全課長

引き続きこども安全課長多久島です。

こちらの里親支援センターは、令和6年度に新しく設置いたしました、加須にある愛泉里親支援センターというところです。国が進めている事業であります、全国的にも里親支援センターはまだ多くなくて、昨年度の時点で、関東では埼玉だけというような状況です。

この里親支援センターを、児童福祉施設という位置付けで県が認可して、里親の広報、研修、未委託里親への支援、委託後のフォローアップ、それから自立支援など、里親支援に関してトータルで行っていくという施設でございます。

昨年度立ち上げたばかりで、課題はいろいろと伺っております。愛泉里親支援センターは、熊谷児相管内となるので、熊谷児相と連携して、しっかり役割分担、情報共有をしていかななくてはいけないというのが課題だと感じています。日々、会議を重ねて、こども安全課を含めてしっかり支えていこうということで、埼玉のモデルと言っていいのかわからないですけれども、いち早く立ち上げた里親支援センターと熊谷児相との連携強化に向け、課題を整理しているところでございます。まだ正直細かな分析というところまでは至ってない状況でございます。

○ 田口委員長

ありがとうございます。

県内、色々な地域に密着してということもあろうかと思しますので、また、他の地域でも、設置が進められればありがたいなというふうに思っております。

他の皆様からは御質問、御意見等いかがでしょうか。いらっしゃいませんので、次に進ませていただきます。

◎ 審議事項（2）児童福祉審議会規則の改正について

○ 田口委員長

審議事項の3の（2）児童福祉審議会規則の改正について、事務局から御説明願います。

○ 瀧澤こども政策課長

それでは御説明いたします。資料2を御覧ください。

児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正に伴い、埼玉県児童福祉審議会の職務が追加となります。そのため、埼玉県児童福祉審議会規則の改正を行うものです。

なお今回の法改正で追加となる職務につきましては、いずれの内容も児童養護部会で御審議いただくことが適切と考えており、児童養護部会の調査審議事項に追加させていただく予定としております。児童養護部会の委員の皆様には、今までの審議事項に加えて御説明いたします内容も審議いただくことになりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

児童福祉審議会規則に係る法改正は、大きく2点ございます。1点目に、「児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化」についてです。こちらは令和5年4月1日施行の児童福祉法に新たに規定されたもので、児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合、刑事罰が科されなかった行為も含め、保育士登録を取り消さなければならない事由となりました。保育士登録を取り消されたものは、欠格期間経過後に再登録が可能ですが、都道府県による当該者の改善更生の状況等の確認及び児童福祉審議会への意見聴取を必要とする規定が追加されました。また再登録審査が必要な案件が発生する可能性があるのは、児童福祉法施行3年経過後となるため、実際に案件が発生する可能性があるのは令和8年4月以降となります。

2点目に「虐待対応の強化」についてです。こちらは令和7年10月施行の児童福祉法及び認定こども園法に新たに規定されたもので、保育所等の職員による虐待について、通告義務等が創設されました。保育所等の職員による虐待についての調査を行った場合は、児童福祉審議会に報告が必要となります。また措置により施設入所等をしている児童への虐待について調査等を行った場合は、措置を行った都道府県も児童福祉審議会に報告が必要となります。

以上の法改正に伴い、児童養護部会の調査審議事項に次の3点を追加させていただく予定です。

1点目、児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士登録を取り消されたもの等の再登録審査に関する事項。

2点目、都道府県により施設入所等の措置が行われている児童について、施設職員等による虐待通告等があった場合の当該児童に対する虐待に関しての措置に関する事項

3点目、幼保連携型認定こども園において職員等が行った児童への虐待についての措置に関する事項。

現在規則改正に伴う法規審査を受けているところで、正式に決まりましたら、委員の皆様へ送付をさせていただく予定でございます。以上が埼玉県児童福祉審議会規則改正の概要となります。御審議をよろしくお願いいたします。

○ 田口委員長

説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問御意見ございますか。

それでは若山委員お願いいたします。

○ 若山委員

私は全埼玉私立幼稚園連合会という組織の代表でこちらに参加させていただいています。

審議させていただく内容に、保育所と幼保連携型認定こども園は入っているのですが、いわゆる私学助成園である幼稚園のこどもや、幼稚園型のこども園の施設等、この枠の中に入っていないこどもたちに関してが、抜けてしまっている感じがします。

同じ3、4、5歳児のこどもということを考えると、法律的なものだけでなく、例えば条例を含めて、ちゃんとカバーできないものかと思います。同じ学年で通っているこどもたちを、ここで区別、差別するということはいかがなものかと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

○ 田口委員長

事務局からこの件につきましてはいかがでしょう。

○ 瀧澤こども政策課長

幼稚園に関しましては、児童福祉法ではなく、学校教育法という法律が所管しております。また私立幼稚園だけではなくて、公立学校等に所属する施設もございます。幼稚園につきましては県庁内の別の部局の方が所管いたしますし、また教育委員会に所属する公立等の施設については、そちらの部局の方で対応するというようになっております。

所属によって漏れがあるのではないかというお話がありましたけれども、当課の方でこの規則改正を対応するのは、児童福祉法と認定こども園法で規定されている部分についてということになっておりますが、漏れということがないように、庁内で動いている状態でございます。

○ 若山委員

厳密に分かれているというのは承知しています。ただ市区町村では、保育課と教育委員会と分かれているところが少なくなっておりまして、いわゆるこども課という形で、3、4、5歳児を受け持ってもらっているということが、あちこちの市区町村には存在しているという状況です。私が今いる北本市はいまだに保育課と教育委員会に分かれているという数少ない市です。ところが、さいたま市や上尾市、桶川市ではこども課という形で、取りまとめています。なので、法律的には分かれているけれども、埼玉県も率先して、同じこどもという点で足並みをそろえる必要があるかと思います。

こちらは福祉の方ですが、教育の方で虐待などが生じた場合、例えば幼稚園において虐待が生じた場合は、これは関係ありません。こども園において虐待などが起きた場合は、細かいことの話をする、同じこども園に1号、2号、3号のこどもがいるのですが、2号、3号のこどもに関しては、虐待の生じた場合は報告義務が生じますと、ところが1号のこどもに対して虐待を生じた場合は、報告義務が生じていませんというのに、1号のこどもに関しては当てはまらなくて、2号、3号のこどもがあてはまりますといった話になったりするの、また困るなというふうに思います。

なので、学事課とこども政策課で照らし合わせた上で、同様の取り扱いにして欲しいというのは、こども自身の立場からしてもそうして欲しいと思っているはずですので、ぜひその辺のところは検討していただきたいと思っています。

○ 田口委員長

事務局のほういかがですか。

○ 瀧澤こども政策課長

ありがとうございます。福祉部と総務部の方で対応しておりますけれども、情報共有して検討して参りたいと思っております。

○ 田口委員長

幼稚園に関しましても虐待通告の報告については、検討していることは聞いております。児童福祉審議会への報告義務ということではないようですけれども、よろしく願いいたします。

では他の皆様よろしいでしょうか。よろしければ、次に進みます。

◎ 審議事項（３）児童養護部会における審議経過について

○ 田口委員長

次に３の（３）児童養護部会における審議経過について事務局より、御報告願います。

○ 多久島こども安全課長

こども安全課長の多久島でございます。

私から児童養護部会における審議経過について御報告を申し上げます。

本日は令和７年度第１回児童養護部会の審議結果を御報告いたします。

御案内のとおり、児童養護部会では里親の認定に関する事項と、児童相談所の採る措置に関する事項、それから被措置児童等虐待事案について調査審議等を行っております。

また埼玉県の子童福祉審議会規則第７条第６項の規定によりまして部会の議決をもって審議会の議決とすることとされておりまして、同条第７項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に報告することとされております。

児童養護部会の審議は児童や、里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから、非公開で行っておりますので、本日の報告につきましては、個人情報を含まない形での報告となりますが御了承くださいますようお願いいたします。

それでは資料３を御覧ください。初めに１の里親の認定に関する審議について御報告いたします。これは、里親となることを希望するものについてはその適否を御審議いただくものでございます。

（１）の開催及び審議状況のとおり、令和７年度第１回の児童養護部会において、里親となることを希望する、３世帯について御審議いただきました。２世帯について里親と認定することが適当との答申をいただいております。

次に（２）の認定・登録里親の状況でございますが、まず種類別を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を要する養育里親、それから養育里親のうち、特に被虐待児、非行児または障害児を養育する専門里親、それから養子縁組により、養親となることを希望する養子縁組里親、児童の両親が死亡・行方不明・拘禁・入院などの事情によりまして、養育できない場合、扶養義務のある親族が養育します親族里親、以上の４種類がございます。また重複して登録することも可能でございます。

里親の認定をすることが適当と答申をいただいた今回の２世帯のうち、養育里親のみへの登録となった世帯が１世帯、養育里親と養子縁組里親の両方への登録が１世帯となっております。

続きましてイの職業別及びウの年齢別の内訳につきましては資料のとおりでございます。

なお、前回、保角委員から、里親には同性カップルや兄弟姉妹なども散見されるので、単純に「里父」、「里母」の２区分のみで整理するのは難しいのではないかという御意見をいただき、事務局の方で検討いたしまして、今回の報告からは、職業別及び年齢別の集計方法を見直しております。表にありますとおり、項目として夫婦等での登録、それから単身での登録又はその他の別で記載をすることといたしております。

ちなみに夫婦等での登録につきましては、婚姻関係にある夫婦である場合をはじめ、事実婚ですとか、同性のカップルと夫婦関係に準ずるものというものも含めることとしたいと考えております。里親の認定に関する審議については以上でございます。

続きまして2の児童相談所の採る措置に関する審議について御報告いたします。これは児童相談所が児童について施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。今回御審議いただきました1件について、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置を採ることが適当であると答申をいただきました。

次に3の被措置児童等虐待事案の報告について御報告いたします。前回報告以降、児童相談所が措置した児童について被措置児童等虐待に係る通告等のあった3件について事実確認を行い、その結果を児童養護部会に報告いたしました。事実確認を行った結果3件は被措置児童等虐待とは認められない事案でございました。

最後に4の児童虐待重大事例検証委員会報告について御報告いたします。埼玉県では児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、埼玉県児童虐待重大事例検証委員会を児童養護部会の下に設置しまして、児童虐待による死亡事例等、重大事例の再発防止・未然防止のための対策を具体的に検討し、第三者による検証を実施しております。

今回の報告につきましては、令和3年8月に川越市で発生した事例及び令和3年9月に春日部市で発生した事例について検証・検討した結果を報告いたしました。なお、この報告書は県のホームページでも公表しております。児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。

○ 田口委員長

御報告ありがとうございました。ただいまの報告につきまして御質問御意見ございますか。

特に皆様からの手が挙がっていないようなので、以上で本日の審議事項につきまして終わらせていただきます。

本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。進行の方を事務局にお返しいたします。

○ 司会

本日はありがとうございました。今年度の次回審議会開催予定は未定ですが、開催の際は改めて事務局から日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和7年度第2回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員
委員 竹内 由紀

委員 金子 利恵